

令和 7 年度
固定資産税（償却資産）

申告の手引き

～償却資産申告の際のお願い～

税務行政につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在、所有している償却資産について1月末日までに申告していただくことになります。（地方税法第383条）

つきましては、この「申告の手引き」を参照のうえ、新富町役場税務課固定資産係にご提出ください。

提出される前に再度以下の確認をお願いします。

- ☐ 申告書に連絡先は記入していますか？
- ☐ 償却資産の記入漏れはありませんか？
- ☐ 償却資産の取得価格、取得年月、耐用年数に間違いはありませんか？
- ☐ 申告する償却資産は全て新富町内にあるものですか？

提出期限 令和 7 年 1 月 3 1 日（金）

新 富 町

～ 目 次 ～

I 償却資産とは

1	償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	申告の対象となる資産・・・・・・・・・・	1
3	申告の対象とならない資産・・・・・・・・	1
4	少額の減価償却資産の取扱い・・・・・・・・	2
5	リース資産の取扱いについて・・・・・・・・	3
6	償却資産の種類と業種別の主な具体例・・	3～5
	（1）資産の区分と主な内容・・・・・・・・	3
	（2）業種別の主な償却資産・・・・・・・・	4
	（3）主な農業用資産・・・・・・・・・・	5
7	小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分表・・	5
8	家屋と償却資産の区分・・・・・・・・・・	6

II 償却資産の申告について

1	申告が必要な方・・・・・・・・・・	7
2	申告の方法と提出書類について・・・・・・・・	7
	（1）一般申告・・・・・・・・・・	7
	（2）電算申告・・・・・・・・・・	8
	（3）電子申告・・・・・・・・・・	8
3	申告書の提出期限・・・・・・・・・・	8
4	申告書の提出先・お問合せ先・・・・・・・・	8
5	虚偽の申告をした又は申告をしなかった場合・・	8
6	調査協力をお願い・・・・・・・・・・	8

III 課税のあらまし

1	償却資産の評価方法・・・・・・・・・・	9
2	国税との主な違い・・・・・・・・・・	10
3	固定資産税の軽減措置等・・・・・・・・・・	10

IV 償却資産申告書及び種類別明細書の書き方

1	償却資産申告書の書き方・・・・・・・・・・	11
2	種類別明細書（一覧表）の書き方・・・・・・・・	12

I 償却資産とは

1 償却資産とは

償却資産とは、法人や、個人で事業を営んでいる方（例：工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートなどを貸付している方、農業を営んでいる方等）が、土地及び家屋以外でその事業のために用いている構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具及び備品などの有形固定資産を償却資産といい、土地、家屋と同じように固定資産税の対象となります。

2 申告の対象となる資産（詳しくは、3ページをご参照ください。）

令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる次のような資産は申告が必要です。

- ① 償却済資産（減価償却が終わり、残存価格のみ帳簿に計上している資産）
- ② 未稼働資産（完成しているが、まだ稼働していない資産）
- ③ 遊休資産（稼働していないが、いつでも稼働ができる状態の資産）
- ④ 建設仮勘定で経理されている資産
- ⑤ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ⑥ リース資産で、契約の内容が割賦販売と同等である資産（リース期間終了後に借主に譲渡される契約）
- ⑦ 償却資産の価値を高めるための費用（改良費など）

3 申告の対象とならない資産

次の資産は、課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- ① 自動車税、軽自動車税の課税客体となるもの。
- ② 繰延資産（開業費、開発費等）や棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ③ 生物（ただし観賞用、興行用及びこれらに準ずることに用いるのは申告の対象になります。）
- ④ 無形固定資産（特許権、商標権、営業権、ソフトウェア等）
- ⑤ 耐用年数が1年未満の資産又は取得価格が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（法人で、固定資産に計上した場合は申告対象です）
[法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条第1項]
- ⑥ 取得価格が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの。
[法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項]
(⑤⑥：詳しくは、2ページの「少額の減価償却資産の取扱い」をご参照ください。)
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で所有者が取得した際の取得価格が20万円未満のもの。
- ⑧ 新富町外に所在する償却資産（所在するそれぞれの市町村で申告してください。）

4 少額の減価償却資産の取扱い

少額減価償却資産は、税務会計上の償却方法により次のとおり取扱います。

	取得価格	国税取扱い	固定資産税 (償却資産) 取扱い	表 1) 該当箇所
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象外	—
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外	②
		減価償却	申告対象	④
	20万円以上	減価償却	申告対象	④
法人の場合	10万円未満	損金算入	申告対象外	①
		3年間一括償却	申告対象外	②
		減価償却	申告対象	④
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外	②
		減価償却	申告対象	④
		減価償却	申告対象	④

※下表の①②にあてはまる資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

表 1) 税務会計上の償却方法と申告の対象資産の関係

取得価格：10万円		①②申告対象外	③④申告対象
		20万円まで	30万円まで
① 少額減価償却資産の取得価格の損金算入 (対 象) ア 取得価格 10 万円未満のもの イ 使用可能期間 1 年未満のもの (要 件) 損金処理 (限度額) 取得価格に相当する金額			
② 一括償却資産の損金算入 (①の適用を受けるものを除く。) (対 象) 取得価格 20 万円未満のもの (要 件) 損金処理 (3 年間一括処理) (限度額) 一括償却資産の取得価格の合計額×当該事業年度の月数／36			
③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例 (①②の適用を受けるものを除く。) (対 象) 取得価格 30 万円未満のもの (要 件) ア 中小企業者等である青色申告法人で、 平成 15 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得等をして事業の用に供するもの イ 損金処理 (限度額) 取得価格に相当する金額			
④ 個別に減価償却しているもの (取得価格 10 万円未満のものを含む)			

5 リース資産の取扱いについて

リース取引により取得した資産（リース資産）については契約の形態によって納税義務者が異なります。ファイナンスリース取引のうち、所有権が借主に移転する資産（所有権移転ファイナンスリース取引）については借主が、所有権が借主に移転しない資産（所有権移転外ファイナンスリース取引）については借主が、申告する必要があります。

リース契約の内容	借主	貸主
通常の賃貸借契約によるリース資産 →期間満了と同時に資産が貸主に回収される場合	申告不要 ×	申告必要 ○
割賦販売とみなされるようなリース資産 →期間満了後に資産が使用者の所有物となる場合	申告必要 ○	申告不要 ×
平成20年4月1日以降に契約締結した 「所有権移転外ファイナンスリース」	申告不要 ×	申告必要 ○

6 償却資産の種類と業種別の主な具体例

（１）資産の区分と主な内容（次ページの（２）（３）もあわせてご参照ください。）

資産の種類		課税対象となる資産
1	構 築 物	ビニールハウス、舗装路面（駐車場舗装等）、緑化施設、外灯、庭園、自転車置場、塀外構工事、看板（屋外広告）、フェンス、ゴルフ練習場設備、仮設建物、門、カーポート、独立キャノピー、テント倉庫 等
	建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、LAN 設備、簡易間仕切、日除け設備、屋外設備工事、賃借人等が施工した内装・造作 等 ◆詳しくは、6 ページ「家屋と償却資産の区分」をご参照ください。
2	機械及び装置	太陽光発電設備、クリーニング設備、ブルドーザー、パワーショベルその他自走式作業機械（ナンバープレートを取得の場合、分類番号が「0」で始まる建設車両）、化学工業等設備 等
3	船 舶	漁船、遊漁船、客船、貨物船、工作船、遊覧船、ボート 等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（分類番号が「9」「90から99及び900から999」の車両）等 ※自動車税、軽自動車税の対象となる自動車を除きます。 ◆詳しくは、5 ページ「小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分表」をご参照ください。
6	工 具・器 具 及 び 備 品	応接セット、陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫、室内装飾品、厨房設備、カーテン、テレビ、ルームエアコン、カラオケ機器、パソコン、プリンター、ファックス、その他事務機器、ショーケース、金庫、防犯カメラ機器、自動販売機、測定工具、医療機器、理美容機器、ロッカー机、椅子、レジスター 等

(2) 業種別の主な償却資産

業 種	主 な 償 却 資 産
各 業 種 共 通	受変電設備、舗装路面、看板、LAN 設備、パソコン、プリンター、ルームエアコン、テレビ、外灯、太陽光発電設備、椅子、レジスター 等
農 業	ビニールハウス、堆肥舎、牛舎、各種農業用器具 等 ◆詳しくは、5 ページ「主な農業用資産」をご参照ください。
小 売 店	陳列ケース、陳列棚、陳列台、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ 等
飲 食 店	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケセット、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品、電話設備、自動食器洗浄機、製氷機等
理容・美容業	パーマ器、ドライヤー、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、洗濯機 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備 等
製パン・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機 等
医 療 機 関	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、脳波測定器、MRI 装置、歯科診療ユニット、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用椅子、薬品戸棚 等
工 場	旋盤、ボール盤、プレス機、溶接機、福利厚生設備 等
バー・喫茶店	厨房設備、冷蔵庫、自動食器洗浄機、製氷機、放送設備、カラオケ設備、電話設備 等
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機 等
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー 等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、卓上ボール盤、溶接機、ガソリン計量器、照明設備、自動販売機、独立キャノピー 等
木 工 業	帯鋸、糸鋸、丸鋸、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤 等
鉄 工 業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、溶接機 等
ホテル・旅館	調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫 等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット、照明設備、芝刈機、ボール自動貸出機等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、人工芝、照明設備 等
不動産貸付業	門扉、塀、緑化設備等の外構工事、舗装、屋外給排水設備、屋外電気設備、受変電設備、中央監視制御装置 等 ※税務会計上は家屋と一括して減価償却していても、固定資産税の家屋の評価に含まれない建築設備や外構工事は、償却資産の申告対象となります。 ◆詳しくは、6 ページ「家屋と償却資産の区分」をご参照ください。

※表に例示した資産以外にも、償却資産は多種ございますので、すべての償却資産の申告をお願いします。

(3) 主な農業用資産

資産の種類	主な償却資産
構 築 物	農業用井戸、ビニールハウス（LS、鉄管造、簡易的なもの）、堆肥舎、畜舎 等
機 械 及 び 装 置	モーター、ボイラー、歩行型トラクタ、歩行型うねたて機、歩行型あぜ塗機、歩行型みぞ堀機、畦切機、加温機、自動開閉機、循環扇、抜根機、穴掘り機、堆肥散布機、石灰散布機、播種機、移植機、歩行型田植機、育苗機、管理機、暖房機、ミスト機、わら処理カッター、もみすり機、歩行型モア、保温機、精米機、つる切機、いも切機、歩行式作業台、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ミスト機、脱穀機 等
車両及び運搬具	ロード・スタビライザ、スクレーパ 等 最高時速15km以上の大型特殊自動車（ショベル・ローダ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ 等） 最高速度が時速35km以上の大型特殊自動車（農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、田植機 等）
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	噴霧器、マルチ、ゲージ、人工授精用器具、乾燥用バーナー、カウトレーナー、農業用ドローン 等

7 小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分表

大型特殊自動車に該当するものは償却資産の対象となりますので、小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分「構造・大きさ、最高速度」を確認していただき申告をお願いします。

小型特殊自動車は、軽自動車税の対象ですので、償却資産の申告は不要ですが、軽自動車税の登録は別に必要となります。

自動車の種別	長さ	幅	高さ	最高速度	種別	申告
農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	—	—	—	35 k m/h 未満	小型特殊自動車	対象外 ×
	—	—	—	35 k m/h 以上	大型特殊自動車 (※ 2)	対象 ○
ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、グレーダ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ターレット式構内運搬自動車、 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車 等	4.7m 以下	1.7m 以下	2.8m 以下	15 k m/h 以下	小型特殊自動車 (※ 1)	対象外 ×
	上記を 1 つでも超過するもの				大型特殊自動車	対象 ○
トレーラ等及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車					大型特殊自動車	対象 ○

（※1）小型特殊自動車は、軽自動車税の対象となります。

まだナンバープレートの登録がお済みでない方は、申請をお願いします。

（※2）大型特殊自動車は、ナンバープレートを取得している場合、分類番号が0、00～09、000～099、9、90～99、900～999の車両です。

8 家屋と償却資産の区分

賃貸部分と自宅部分で併用している設備等は申告対象となります。また、賃借人（テナント）等が、自ら費用を負担して内装工事、模様替工事及び建物附属設備工事等を行ったときは、すべて償却資産に該当します。

区分	項目	償却資産	家屋
電気設備	受変電設備	自家発電用設備、受変電設備（配線等も含む）	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
	電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備
	電話配線設備	電話機、電源装置	配管、配線、ボックス類
	インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、アンプ等の装置類	配管、配線、ボックス類
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置類	配管、配線、ボックス類
	中央監視制御装置	制御装置（配線等を含む）	
	拡声器配線設備	スピーカー、アンプ等の機器	配管、配線、ボックス類
	太陽光発電設備	右記以外の設備一式	太陽光発電設備一式（屋根建材一体型）
	L A N 設備	サーバー、端末機、ケーブル	
衛生設備	給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外水道管、屋外排水管、独立給水槽	左記以外の設備
	ガス設備	特定の生産又は業務用設備、メーターから外側の配管	左記以外の設備
	給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
	衛生器具設備	温水洗浄便座、キャビネット	設備一式
空調設備	冷暖房装置	ルームエアコン	パッケージエアコン、中央熱源方式によるもの
	換気設備	工業用送風装置	送風機、換気扇、排風機、ダクト
防災設備	火災報知装置	屋外の装置（配線等を含む）	屋内の装置（配線等を含む）
	消火装置	消火器、避難器具、ホース及びノズル	消火栓設備、スプリンクラー設備等
	避雷針設備		設備一式
運搬設備	運搬設備	生産ライン用リフト、荷物用エレベーター、気送子、ベルトコンベア	エレベーター、リフト、エスカレーター、気送管設備、メルシュート設備、ダムウェーター等
特殊設備	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（百貨店、旅館、飲食店、病院等）	左記以外の設備
	金庫扉	夜間金庫	扉、格子戸、化粧版
	簡易間仕切り	床から天井に達しない程度のもの	床から天井に達する程度のもの

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告が必要な方

工場や商店、農業を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産を所有している方は申告が必要です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告する義務があります。

なお、申告書は資産の増・減のない方も提出してください。また、廃業・転出等の場合でもその旨を償却資産申告書右下の「18 備考」欄に記入のうえ提出してください。

2 申告の方法と提出書類について

(1) 一般申告

「償却資産申告書」と「種類別明細書」を提出用と控用で2部ずつ同封しています。いずれも提出用のみ提出してください。

なお、郵送にて申告書を提出される方で申告書の『控用』に受付印を必要とされる場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

○はじめて申告をされる方（全資産申告）

申告の区分	償却資産 申告書	種類別 明細書	記入事項
申告する資産がある方	○	○	明細書に本町に所在する全資産を記入してください。
申告する資産がない方	○	×	申告書の「18 備考」に「該当資産なし」と記入してください。

○前年度以前から申告されている方（増減申告）

申告の区分	償却資産 申告書	種類別 明細書	記入事項
資産増減のない方	○	○	申告書の「18 備考」に『 <u>増減なし</u> 』と記入してください。
増加資産のある方	○	○	明細書には増加した資産のみを記入し、「18 備考」に『 <u>増減あり</u> 』を記入してください。
減少資産のある方	○		種類別明細書に記載されている該当資産を二重線で消してください。
修正する資産がある方	○		種類別明細書に記載されている該当資産を二重線で消し、朱書きで訂正してください。
廃業・転出された方	○		申告書の「18 備考」欄に『廃業』『転出』等の事由、年月日を記入し提出してください。

※令和6年1月1日以前の資産の増加・減少についての申告漏れがありましたら、そちらも含めて申告してください。

(2) 電算申告

事業者側で評価額等を計算の上で申告していただく方式です。

償却資産申告書	1 企業の申告書を使用される場合は、所有者コードを確認させていただくため、本町の申告書を添付するか、所有者コードを必ず転記してください。 2 取得価格、評価額、課税標準額の欄は、必ず記入してください。
種類別明細書	1 次の項目は必ず記入してください。 資産の種類、資産の名称、数量、取得年月日、取得価格、耐用年数、特例率（該当がある場合）、増加事由 2 評価額（詳しくは、9ページ「償却資産の評価方法」をご参照ください。）

(3) 電子申告（e L T A X）

e L T A Xは、自宅や会社のパソコンから、申告の手続きを行う方式です。

事業者で電算処理された申告書で申告される場合は、増減のあった資産だけでなく新富町内に所有しているすべての資産を申告してください。

3 申告書の提出期限

令和7年1月31日（金） ※必着

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日除く）

◎期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、早めの提出にご協力をお願いします。

4 申告書の提出先・お問合せ先

〒889-1403

宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

新富町役場 税務課 固定資産係

（TEL）0983-33-6075

5 虚偽の申告をした又は申告をしなかった場合

虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

また、この申告は法律（地方税法）によって提出が義務付けられているものなので、正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び新富町条例第72条の規定により過料が科されることがあります。

6 調査協力をお願い

皆様からご提出いただいた申告内容が適正であることを確認するために、電話又は文書でのお問合せ、資料提供のご依頼、実地調査を行っております。その際にご協力をお願いします。（地方税法第353条及び第408条）

Ⅲ 課税のあらまし

1 償却資産の評価方法

償却資産の評価は取得年月、取得価格及び耐用年数に基づき、一品ごとに次の算式により評価額を算出します。

【計算式】

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価格×(1-r/2)	前年度評価額×(1-r)

r＝耐用年数に応ずる減価率

※算出した評価額が取得価格の5%を下回る場合は、取得額の5%が評価額となります。

耐用 年数	減価率	減価残存率			耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中 取得	前年前 取得				前年中 取得	前年前 取得
	r	1-r/2	1-r			r	1-r/2	1-r
1	—	—	—	減 価 残 存 率 表	1 6	0.134	0.933	0.866
2	0.684	0.658	0.316		1 7	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464		1 8	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562		1 9	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631		2 0	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681		2 1	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720		2 2	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750		2 3	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774		2 4	0.092	0.954	0.908
1 0	0.206	0.897	0.794		2 5	0.088	0.956	0.912
1 1	0.189	0.905	0.811		2 6	0.085	0.957	0.915
1 2	0.175	0.912	0.825		2 7	0.082	0.959	0.918
1 3	0.162	0.919	0.838		2 8	0.079	0.960	0.921
1 4	0.152	0.924	0.848		2 9	0.076	0.962	0.924
1 5	0.142	0.929	0.858		3 0	0.074	0.963	0.926

「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より

【計算例】「取得価格：1,000,000円、取得年月：令和6年4月、耐用年数：3年」の場合

※耐用年数3年に応ずる減価率は0.536（上記の減価残存率表参照）

令和6年 ＝ 1,000,000円 × (1-0.536/2) ＝ 732,000円

令和7年 ＝ 732,000円 × (1-0.536) ＝ 339,648円

令和8年 ＝ 339,648円 × (1-0.536) ＝ 157,596円

令和9年 ＝ 157,596円 × (1-0.536) ＝ 73,124円

令和10年 ＝ 73,124円 × (1-0.536) ＝ 33,929円 < 50,000円

※令和10年度で算出額が取得価格の5%（50,000円）より小さくなりますので、以降50,000円となります。

2 国税との主な違い

項 目	固 定 資 産 税	国 税
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却（注１）	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価格の 100 分の 5	備忘価格（1 円）まで
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
減価償却方法	定率法	定率法・定額法の選択制度

注１）法人税法施行令第 60 条又は所得税法施行令第 133 条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合は、「届出書」の写しを添付してください。

3 固定資産税の軽減措置等

地方税法及び条例の規定により固定資産税が軽減される場合があります。

下記に掲げる項目に該当する資産を所有されている方は、必要書類を添えて申告をしてください。

（１）非課税

地方税法第 348 条及び同法附則 14 条に定める資産については非課税となります。

該当資産をお持ちの方は、種類別明細書の摘要欄にその旨を記載し、非課税該当資産であることを証明する関係書類を添付のうえ、「非課税申告書」を提出してください。

（２）課税標準額の特例

地方税法第 349 条の 3 等に定める資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。該当資産をお持ちの方は、当該資産の種類別明細書の適用欄にその旨を記載し、特例に該当する資産であることを証明する管書類を添付のうえ、申告してください。

IV 償却資産申告書及び種類別明細書の書き方

1 償却資産申告書の書き方

令和 7 年度 償 却 資 産 申 告 書 (償却資産課税台帳)		提出用 ※ 所有者コード 7 職員が記入します	
受付印 宮崎県児湯郡 新富町長 殿		個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 1	
住所 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番1 (電話 090-1234-5678)		事業種目 農業 (資本金等の額) () 百万円	
氏名 新富 太郎 (屋号)		事業開始年月 昭和 50 年 4 月 この申告に回答する者の 係及び氏名 新富 太郎 (電話)	
税理士等の氏名 (電話)		短縮耐用年数の承認 増加償却の届出 非課税該当資産 課税標準の特例 特別償却又は圧縮記帳 税務会計上の償却方法 青色申告	
資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船 舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 合 計		取得価額 前年取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (ハ) 計 (イ) - (ロ) + (ハ) (ニ)	
12 取得価額 前年取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (ハ) 計 (イ) - (ロ) + (ハ) (ニ)		13 償却資産 前年取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (ハ) 計 (イ) - (ロ) + (ハ) (ニ)	
14 償却資産 前年取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (ハ) 計 (イ) - (ロ) + (ハ) (ニ)		15 償却資産 前年取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (ハ) 計 (イ) - (ロ) + (ハ) (ニ)	
16 償却資産 前年取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (ハ) 計 (イ) - (ロ) + (ハ) (ニ)		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家	
18 備考 (添付書類等)		19 備考 (添付書類等)	

①住所	内容に誤りや変更があれば訂正してください。
②氏名	内容に誤りや変更があれば訂正してください。
③事業種目	事業種目を記入してください。
④事業開年月	事業開始年月を記入
⑤応答者	この申告書について応答される方の氏名、電話番号を記入してください。
⑥税理士等の氏名	税理士等に経理を委託されている場合は、その税理士等の氏名、電話番号を記入してください。
⑦所有者コード	自社作成用紙で申告されるときは、同封の申告書を添付されるか、記載してある所有者コードを転記してください。
⑧増加償却の届出等	増加償却や課税標準の特例、非課税等に該当する資産がある場合は、「有」に○をつけ、種類別明細書の適用欄にその旨を記入し、必要な書類を添付して提出してください。
⑨事業所等の所在地	事業所や太陽光、資産等の所在地を記入してください。
⑩借用資産	借用資産（リース資産）がある場合は「有」に○をつけ、貸主の名称を記入してください。
⑪備考	詳しくは、7ページ「申告の方法と提出書類について」をご参照ください。

※記入の仕方が分からない場合は、職員と一緒に記入しますので、申告書をそのまま役場にお持ちください。

2 種類別明細書（一覧表）の書き方

454028 新富町

令和 7 年度 種類別明細書（一覧表）

※行政区	住所	世帯	※ページ
所有者コード			枚のうち
①			枚目

番号	種類区分	番号	種類区分
1	構 築 物	4	航 空 機
2	機械及び装置	5	車両及び運搬機
3	船 舶	6	工具、器具及び備品

住所	宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地	法
氏名	新富 太郎	

（資産の種類欄には、上記の区分番号を記入してください。）

行 番 号	異動区分 減 少 増 加	※ 資産 の 種 類	品目番号 (1点 No.)	資産コード	③ 資産の名称 (漢字・カタカナ・数字・英字で記入 してください。30字以内)	④ 数量	⑤ 年 月			⑥ 取得価額 年 数 減 価 償 存 率	※ 1月1日現在 理論帳簿価額	※ 1月1日現在 評 価 額	※ 課税標準率の特例 率 コード	※ 課税標準額	※ 事 由	※ 備 考
							年 号	年	月							
01	1 2	2	2		ビニールハウスAP	3	4	25	10	30 000 000						
02	1 2 3	2			自動開閉機	3	4	25	10	3 000 000						
03	1 2 3	2			加温機	3	4	25	10	3 000 000						
04	1 2 3	2	3		管理機	1	5	6	12	700 000						
05	1 2 3	6			パソコン	1	5	2	5	200 000						
06	1 2 3	6			ドローン	1	5	2	1	1 000 000						
07	1 2 3	2			管理機	1	3	63	12	500 000						
08	1 2 3															
09	1 2 3															
10	1 2 3															
11	1 2 3															
12	1 2 3															
13	1 2 3															
14	1 2 3															
15	1 2 3															
合 計										38 400 000						

加除訂正は赤ボールペンを使用してください。

※ 印欄は記入しないでください。

増加事由 1. 新品取得 3. 移動による受入れ
2. 中古品取得 4. その他

①所有者コード	自社作成用紙で申告されるときは、同封の申告書を添付されるか、記載してある所有者コードを転記してください。
②資産の種類	各資産に次の種類番号を記入してください。 ○構 築 物・・・1 ○航 空 機・・・4 ○機械及び装置・・・2 ○車両及び運搬機・・・5 ○船 舶・・・3 ○工具、器具及び備品・・・6
③資産の名称	資産の名称や型式を具体的に記入してください。
④数量	資産の種類を記入してください。
⑤取得年月	資産を取得した年月を記入してください。取得年は和暦の年号で記入し、年号については、大正：2 昭和：3 平成：4 令和：5 (例：平成31年4月の場合は「43104」となります)
⑥取得価格	資産の取得価格を記入してください。 (圧縮記帳の制度はありませんので、圧縮前取得価格を記入してください。)
⑦耐用年数	資産の耐用年数を記入してください。

※記入の仕方が分からない場合は、職員と一緒に記入しますので、申告書をそのまま役場にお持ちください。